

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年4月29日(月)発行

No.326

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

DM見て来所し、入会 まわりの業者に「民商」を知らせよう



4月に入って、新規に食品営業許可を受けた業者にDMを発送したところ、15日(月)に、昨年末に勤め先を退社し、3月にお弁当の配食サービスを開業した守山区のHさんが来所しました。

4月に届いた国保料の納入通知書を見てびっくり。そんなときに届いたDMの「食品国保」について詳しく知りたいというHさんに、食品国保と民商の説明をし、入会しました。

支部総会、民商の総会までに新しい仲間を迎えよう!!

6月22日(土)の開催予定の民商の定期総会に向けて、各支部の支部総会が開催されます。

すべての支部が新しい会員と読者を増やして、支部総会と民商の総会を迎えましょう!!

確定申告が終わわり、すでに民商会員以外への税務調査が始まっています。納税の相談や国保料の減免など、「営業とくらしの相談は民商へ」と声をかけてください。会員と読者を増やすことが、中小業者の営業とくらしを守り、様々な要求を実現のための「力」になります。

知り合いの業者を紹介してください

支部名	開催日	時間	会場
平安	5月17日(金)	19:00~	カラオケ 裕
黒川	6月8日(土)	18:30~	中華料理・華膳
楠	5月29日(水)	18:30~	中国料理・海海
西	5月19日(日)	11:30~	和食さと・康生通店
山田	5月19日(日)	11:00~	大宝寿司
守山西	未定		未定
守山東	未定		未定

『簿記・パソコン記帳』教室のお知らせ

日時：6月13日(木) (予定)
午前10時~12時

会場：名古屋北部民商事務所

参加申し込みは、民商までお電話ください。すでに希望のある方には個別にお知らせします

※2回目以降の時間帯、日程などは参加されたみなさんと相談して決めます。

「簿記・パソコン記帳」教室を上記の通り開催します。

「簿記はわかるけど、パソコンはちょっと…」 「パソコンは使えるけど、簿記はサッパリ」など、はじめは誰もが『初心者』です。

お気軽にご参加ください。



中小企業法務プラス！ワンポイント

～ 押さえておきたい相続法改正⑤ ～

昨年7月、約40年ぶりに相続法が改正されました。5回目の今回は、遺産分割における配偶者保護の方策についてご説明します。

現行の民法では、亡くなった人(=被相続人)から遺贈や生前贈与を受けた相続人がいる場合、遺産分けをする際に受け取った利益を一旦遺産に持ち戻して、相続人の取り分を計算するものとされています。

例えば、被相続人の死亡時に5千万円の預金があり、相続人である3人の子どものうち長男が1千万円の生前贈与を受けていた場合を見てみましょう。この場合、生前贈与の1千万円を死亡時に残っていた5千万円と合算し、6千万円の遺産があると考えます。そして、一人当たりの取り分2千万円の内、長男はすでに1千万円をもらっているため、実際に受け取れるのは残りの1千万円とします。

しかし、この原則を貫くと、被相続人が配偶者に自宅を贈与した場合にも、その自宅の価格分が遺産に戻されることから、配偶者が相続で受け取ることのできる自宅以外の遺産は少なくなります。これでは、老後の生活が心配ですね。

そこで、今回の改正では、婚姻期間が20年以上の夫婦で、居住不動産が遺贈・贈与された場合には、被相続人に、遺産への持ち戻しを免除する意思があったものと「推定」し、原則として持ち戻しをしなくてよいとされました。残された配偶者が自宅とともに老後の生活に必要な預貯金なども受け取ることのできるよう保護策が定められたのです。

2019年4月
弁護士 裴 明玉 (名古屋北法律事務所)

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

